

平成29年度私立学校関係税制改正に係る重点要望

平成28年10月

全私学連合

平成29年度税制改正に当たり、私立学校に係る税制改正に関して、次の事項を重点要望事項として要望いたします。

【重点要望事項項目】

1. 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充

平成14年度税制改正において、私立大学における受託研究の非課税措置が創設され、受託研究の受入れ件数・金額ともに増加傾向にあるなど、一定の効果が見られているところである。しかし、研究成果の公表という知的財産権に絡む条件が課せられており、民間企業との契約でこの条件を満たすことは非常に難しい。また、受託研究に必要な設備等を購入した場合、当該購入費は資本的支出とみなされるため、法人税算出に当たって損金に算入できない等の問題が生じており、受託研究の受入れに当たっての障害となる例が発生している。「日本再興戦略2016」において、2025年度までに大学等に対する企業の投資額を現在の3倍とすることが目指されるなか、受託研究の公共的な性格を踏まえ、わが国の科学技術イノベーションの推進に向け、民間企業からの受託研究実績（平成25年度：私立大学約3,900件、国立大学約2,200件）を持つ私立大学の受託研究に対する法人税については、国立大学と同等に非課税とすることを要望する。これにより、公平な競争環境が整備され、本格的な産学連携の推進とイノベーションの創出が期待される。

2. 災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇措置の拡充

平成27年度及び28年度の税制改正において、個人からの寄附に係る税額控除の対象法人となるための要件（PST要件）について緩和措置が講じられたが、今後とも少額寄附者の裾野の拡大を図ることにより、広く個人からの私立学校に対する寄附促進を図っていくことが、私立学校の教育研究の活性化及びこれを通じたわが国の成長にとって決定的に重要である。このため、わが国の教育において私立学校が担っている重要な役割及び学校法人の明白な公共性に鑑み、各学校法人の規模や特性にかかわらず、すべての学校法人への個人寄附者が寄附に係る税額控除を受けることにより、とりわけ小規模な法人が寄附を一層集めることができ、経営基盤の強化に資することができるよう、引き続きPST要件の撤廃を要

望したいところだが、当面平成29年度は、本年4月の熊本地震を踏まえて、災害被害を受けた学校法人に対する災害からの復旧時における個人寄附について、所得控除が適用されるどころ、税額控除について、寄附実績の要件にかかわらず適用を可能とするよう要望する。これにより、小規模学校法人においても寄附金を集めやすくし、災害からの早期の復旧に資することになる。

3. 現物寄附に係るみなし譲渡所得税を非課税とするための国税庁長官の承認手続の簡素化

個人からの学校法人への現物寄附に係るみなし譲渡所得税について、非課税措置を受けるためには非常に煩雑な国税庁長官の承認手続を得ることが必要となっているが、文部科学大臣所轄学校法人への現物寄附についてのみ、一定の要件を満たす場合には、当該手続が大幅に簡素化される特例が設けられている。そこで、都道府県知事所轄法人においても個人からの現物寄附をより一層促進するため、本特例の対象を都道府県所轄学校法人への現物寄附にも拡大することを要望する。

4. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、学生等の教育資金を確保するための有効な世代間資産移転促進の措置である。本措置においては、利用者のニーズも高いことから、社会人の学び直しの推進や教育を受ける機会の拡大に向け、「受贈者が30歳に達したこと」をもって教育資金口座に係る契約が終了することとされている年齢制限を撤廃すること、直系尊属（祖父母等）以外から贈与を受けた場合にも贈与税非課税の対象とすることなどの条件の見直しを要望する。

5. 幼稚園に土地を貸与した場合における固定資産税等の減免措置の創設

幼稚園については、特に都市部等において運動場や園舎等に供する土地の確保が困難であるため、幼稚園における適切な教育環境を整備する観点から、幼稚園に土地を貸し付けている所有者に対する固定資産税や相続税等の減免を要望する。

6. 退職等年金給付積立金に対する特別法人税の撤廃

平成27年10月から開始された退職等年金給付制度については、確定給付企業年金、確定拠出年金、国家公務員共済の退職等年金給付と同様、退職等年金給付積立金に対する特別法人税を平成29年3月31日までの間非課税とする措置が採られている。

私立学校教職員の待遇の適正を図り、私立学校教育の振興に資するため、退職等年金給付積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する

平成 29 年度 文部科学省税制改正要望事項の概要（私学関係）

（１）私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充【法人税等】 ＜拡充＞

現状、私立大学が行う受託研究については、一定の要件を満たすもの以外は法人税法上の収益事業の「請負業」として整理され課税対象とされているが、当該要件を撤廃し、私立大学が行う受託研究を全て非課税とする（国公立大学についての法人税は非課税）。これにより、特に民間企業からの受託研究を受け入れやすくし、多元的な資金の獲得や本格的な産学連携を更に促進する。

【受託研究に係る税制措置】

非課税となる受託研究の要件

- ①実施期間が3カ月以上 及び
- ②当該研究の成果の公表等

要件
撤廃



【目標・効果】

特に民間企業からの受託研究を受け入れやすくする環境を整備
⇒大学の教育研究機能を活性化・高度化
⇒多元的な研究資金の獲得を促進
⇒「組織」対「組織」の本格的な産学連携を推進

（２）災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇措置の拡充【所得税】＜拡充＞

災害被害を受けた学校法人に対する災害からの復旧時における個人寄附について、所得控除が適用されるところ、本年4月の熊本地震を踏まえて、税額控除について、寄附実績の要件にかわりなく、適用を可能とする。これにより、小規模な学校法人においても寄附金を集めやすくし、災害からの早期の復旧に資する。



【参考】現行の学校法人に対する寄附金税制（個人寄附）

所得控除：寄附金額（所得の40%が上限）－2千円を所得控除
or（選択制）

税額控除：（寄附金額－2千円）×40%を税額控除（所得税額の25%が上限）

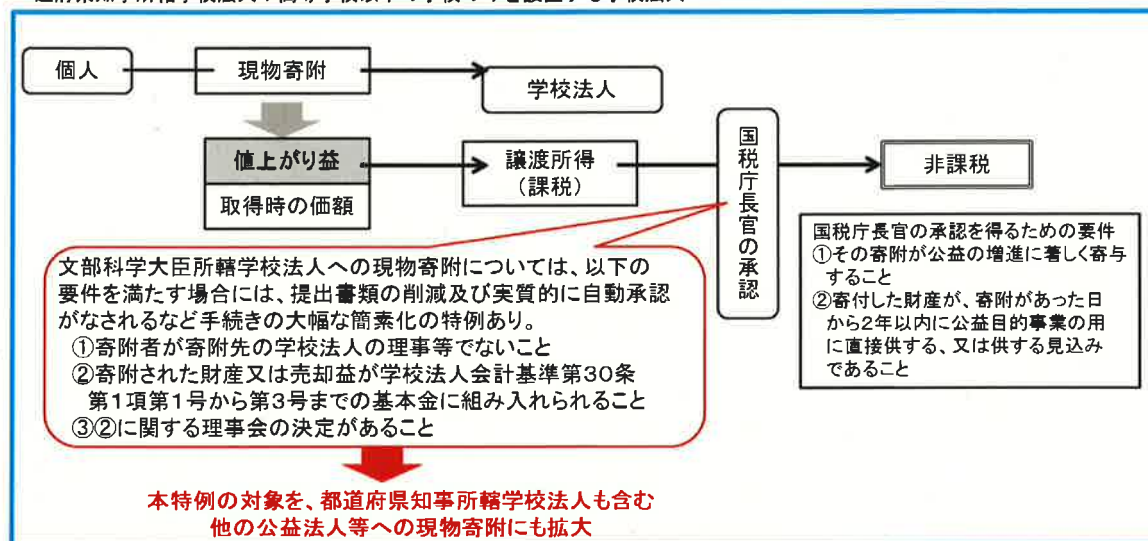
（注）税額控除の対象機関はPST（パブリック・サポート・テスト）要件を満たしたもの

(3) 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化（内閣府等との共同要望）【所得税等】＜拡充＞

公益法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認が必要である。当該手続きには膨大な申請書の提出及び相当の時間を要しているが、文部科学大臣所轄学校法人（※）への現物寄附については、寄附された資産等が継続的に公益目的事業に用いられることが法人の会計において担保されている等の一定の要件を満たす場合には、当該承認手続きが大幅に簡素化される特例が設けられている。

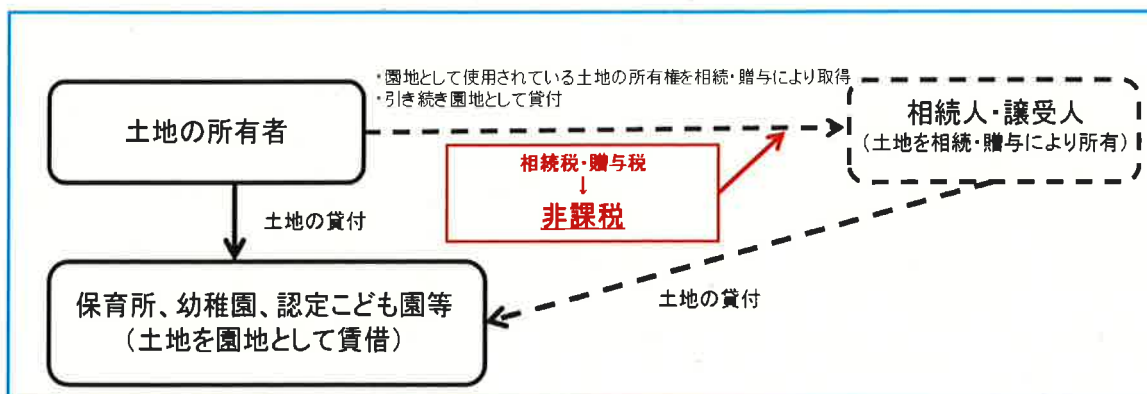
本特例の対象を、都道府県知事所轄学校法人（※）を含む他の公益法人等への現物寄附にも拡大することにより、公益法人等への寄附の一層の促進を図る。

（※）文部科学大臣所轄学校法人：大学等を設置する学校法人
都道府県知事所轄学校法人：高等学校以下の学校のみを設置する学校法人



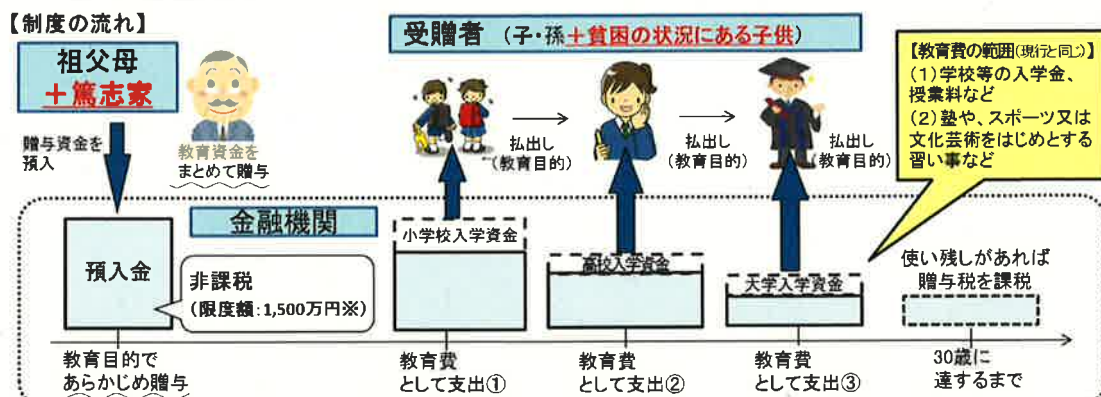
(4) 幼稚園・保育所等に土地を貸与した場合の非課税措置の創設（内閣府、厚生労働省との共同要望）【相続税等】＜新設＞

幼稚園・保育所等の敷地として土地を貸与した場合について、当該土地が相続・贈与された場合に、その後引き続き一定期間貸与することを要件に、相続税・贈与税を非課税とし、都市部などにおける園地の確保を図る。



(5) 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の子供の貧困対策への拡充 (内閣府、金融庁、厚生労働省との共同要望)【贈与税】＜拡充＞

祖父母等が孫等に対して一括贈与された教育資金に係る平成 31 年 3 月 31 日までの贈与税の非課税措置について、受贈者が「貧困の状況にある子供」であれば、贈与者を祖父母に限らず、適用するよう拡大する。これにより、貧困の連鎖や世代間格差の解消を図る。



参 考 ニッポン一億総活躍プラン (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) (抜粋)

公益信託制度の改革等により、貧困状況にある子供の教育費にも民間資金の支援が届くようにする。

参 考 子供の貧困対策に関する大綱 (平成 26 年 8 月 29 日閣議決定) (抜粋)

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

(6) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃 (厚生労働省、総務省、財務省等との共同要望)【法人税等】＜新設＞

退職等年金給付 (退職年金、職務障害年金、職務遺族年金) の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、平成 29 年 3 月 31 日まで課税が凍結されている退職等年金給付の積立金に対する特別法人税を撤廃する。